

## 契約書（案）

沖縄県立博物館・美術館 館長 里井 洋一（以下「甲」という。）と受託者〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次のとおり委託業務の契約を締結し、信義に従いこれを履行する。

1 委託業務名称：沖縄県立博物館・美術館排煙口取替工事

2 履行期間：契約締結日から令和7年3月21日

3 業務委託料：¥ —

うち取引に係る消費税額及び地方消費税 ¥ —

（注）「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83に基づき算出したもので、委託料（非課税部分を除いた額）に110分の10を乗じて得た額である。

4 契約保証金：契約金額の100分の10以上とする。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項第1号から第3号のいずれかに該当する場合は免除とする。

本契約の証として、本書2通を作り、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年 月 日

甲 住所 沖縄県那覇市おもろまち3-1-1  
名称 沖縄県立博物館・美術館  
氏名 館長 里井 洋一

乙 住所  
名称  
氏名

第1条 乙は、別添仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、頭書の委託業務（以下「業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときには、甲と乙が協議して定める。ただし、軽微なものについては甲の指示するところによるものとする。

第2条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又はこれを承継させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

第3条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 乙は、甲が仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

3 乙は、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。

4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による甲の承認を受けなければならない。

ただし、甲が仕様書で示したうち、「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りでない。

5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を補償しなければならない。

6 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負寄せた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

第4条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

第5条 甲は、必要がある場合には、業務の内容を変更し、又は一時中止することができる。この場合において業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

第6条 乙は、その責めに帰することができない理由により、履行期限までに業務を完了することができないことが明らかになったときは、遅滞なく甲に対して履

行期限延長を求めることができる。ただし、その延長日数は甲乙協議して定める。

2 甲は、乙の帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、遅延日数に応じ、未済部分の契約代金の額に対して沖縄県財務規則第109条第1項で規定する年2.5%の損害金の支払を乙に請求することができる。

第7条 乙は、天災地変その他やむを得ない理由により納入期限までに物品を納入することができないときは、その理由を詳記して期限延長の願出をすることができる。

2 前項の願出は、納入期限までにしなければならない。

3 甲は、第1項の願出が正当と認めるときは、これを承認し、第6条の違約金を免除することができる。

第8条 乙は、業務の履行において、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、責任をもって一切を処理、解決を行うものとし、これに係る費用及び賠償は乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合においてはその限りではない。

(1) 甲又は第三者に損害を及ぼしたとき。

(2) 乙の過失又は怠業により、甲の施設、機器類に損害を及ぼしたとき。

(3) 乙の従業員又は関係者が死傷したとき。

第9条 乙は、業務を完了したときは、甲に対して遅滞なく業務完了報告書及び仕様書に定める書類等一式を提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務完了報告書に定める書類等一式を受領したときは、その日から10日以内に目的物について検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となり、目的物について補正を命ぜられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届け及び仕様書に定める書類等一式を提出して再検査を受けなければならない。

第10条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して業務委託料の支払いを請求することができる。

2 甲は、前項の支払請求を受領した場合、支払い請求書が適法なものであるときは、その日から起算して30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

第11条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が正当な事由なく解約を申し出たとき

- (2) 乙の責めに帰すべき理由により期限内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき
- (3) 正当な事由なしに業務に着手しないとき
- (4) 第3条、第4条又は第6条の規定に違反したとき
- (5) この契約の履行に関し、乙又はその代理若しくは使用人等に不正があったとき

2 この場合において、契約保証金の納付を免除されているときは、乙は損害賠償金として業務委託料の100分の10相当額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその賠償を請求できないものとする。

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 前項の規定に基づく契約解除により損害を受けた場合は、前条第2項の規定を準用する。

第13条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方を

いう。以下同じ。)が、排除対象者(前条に各号に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が、下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

第14条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否せるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

第15条 乙は、次の各号の一に該当する事由があるときは、契約を解除することができる。

(1) 第5条の規定により業務内容を変更したため、業務が3分の2以上減少したとき。

(2) 甲が契約に違反し、その違反によって業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

第16条 乙は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 乙は、個人情報の取り扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」に従うものとする。

第17条 甲は、物件の引渡しを受けた後において、当該物件に契約の内容に適合しない部分(以下「不適合部分」という。)があるときは、不適合を知った時から1年以内に乙に対してその旨を通知し、不適合部分の修補、修補に代え損害の賠償、又は修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定は、その不適合が仕様書の記載内容、甲の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその記載内容、指示等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときはこの限りでない。

3 乙は、その不適合部分によって生じた損害を賠償しなければならない。

4 前項の規定による賠償額については、甲乙協議して定める。

第18条 乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して前項の状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

第19条 乙は、委託業務に要する経費について、その収支を明らかにした専用の帳簿等を備え、かつ全ての証拠書類を整備しなければならない。

2 乙は、委託業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々作成しなければならない。

(1) 委託業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等

(2) 前号の者ごとにおいて実際に委託業務に従事した時間を証明するに足る

帳簿等

3 乙は、前二項の帳簿等を委託業務の完了する日の属する年度終了後5年間保存しておかなければならない。

第20条 この契約書に定めるもののほか、必要があると認めるものについては、甲乙協議してこれを定めるものとする。

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (適正管理)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (収集の制限)

第4 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### (目的外利用・提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (複写又は複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。

### (事務事業者への周知)

第7 乙は、この契約による事務に従事しているものに対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、沖縄県個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

### (再委託の制限)

第8 乙は、この契約による個人情報取扱事務については自ら行うものとし、第三者にその取扱いを委託してはならない。ただし、甲が承諾した場合はこの限りではない。

### (資料等の返還)

第9 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記載された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。また、甲の承諾を得て再委託をした場合、乙は甲の指示により、この契約終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。

(調査)

第10 乙は、この契約による事務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、甲の求めがあった場合は、随時調査報告をすることとする。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第12 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。